

あす 未来へ

発行/龍ヶ崎市 編集/総合政策部企画課
〒301-8611 龍ヶ崎市3710番地
TEL 0297-64-1111(代表) 内線363 FAX 0297-60-1583
URL <http://www.city.ryugasaki.ibaraki.jp/>
E-mail kikaku@city.ryugasaki.ibaraki.jp



上野東京ライン開業！

『上野東京ライン』（JR 常磐線・佐貫駅）

持続可能な地域経営を目指した JR 常磐線佐貫駅周辺の活性化

P 2～P 5

龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画を策定しました

P 6～P 9

龍ヶ崎市高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画を策定しました

P 10～P 11

介護保険制度が一部改正されます P 12

龍ヶ崎市政策情報誌



2015. 5
第15号

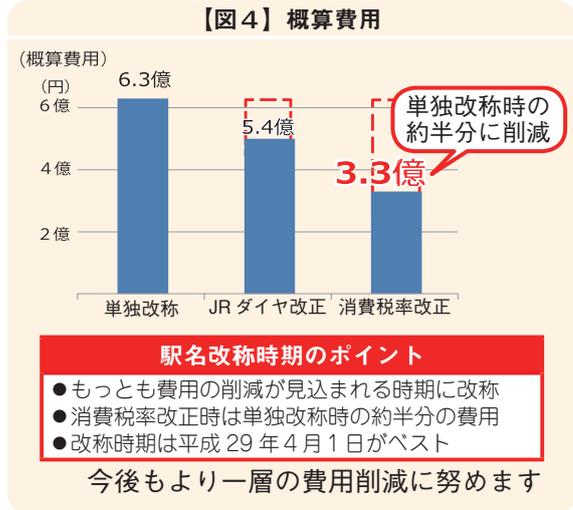
2 駅名改称の費用

駅名改称には、路線図や駅案内板の改修、Suica（スイカ）システムの改修などが必要となります。この改称作業は鉄道事業者が行いますが、本市が費用を負担することになります。

このため、もっとも費用の削減が見込まれる時期に、改称をあわせることが重要です。

仮に単独改称を行った場合は、約 6.3 億円の費用が見込まれています。本市では、鉄道事業者と最も費用が削減できる時期を協議してきました。この結果、総費用の上限が約 3.3 億円となり、単独改称と比べ約 5 割の費用削減が見込まれる「2017（平成 29）年 4 月 1 日（消費税率改正）」の改称がベストと考えています【図 4】。

駅名改称の費用はシステム改修などにより増加傾向にあるため、先送りは不利と考えられます。

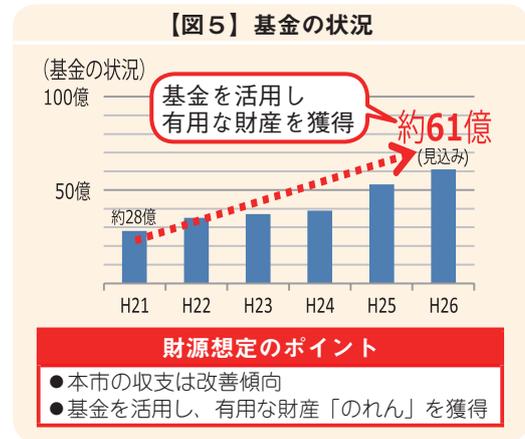


3 財源の想定

本市は平成 13 年度以降、行財政改革に継続して取り組んでいます。とりわけ、複雑多様化する行政需要に対する財源を確保するため、職員をピーク時から 2 割超削減するとともに、事業の民営化・民間委託などを推進してきました。財政収支が悪化した平成 20 年度は基金の繰り入れで黒字を維持しましたが、その後の第 3 次財政健全化プランの推進などで、収支は改善傾向にあります。

市の預金である基金残高は、平成 21 年度末の約 28 億円を底に平成 26 年度末には約 61 億円まで回復させました【図 5】。

この基金を活用して改称費用を賄うことにより、市民サービスに影響を及ぼすことなく、市の「のれん」という将来にわたる財産を獲得することができます。

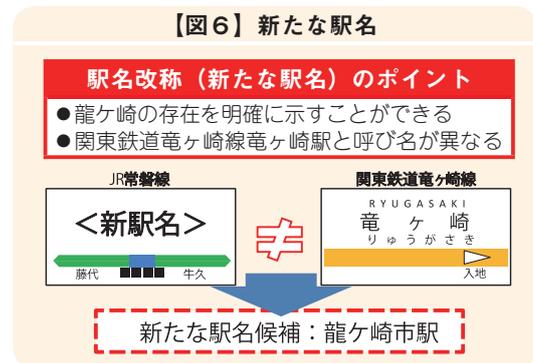


4 新たな駅名の候補

新たな駅名のポイントは、松戸、柏、我孫子、取手、牛久などと同じように市外在住者に「龍ヶ崎市の存在を明確に示すことができるもの」とすることです。

この観点から、新たな駅名としては「龍ヶ崎駅」または「龍ヶ崎市駅」のように、駅名と自治体名が一致したものと考えられます。ただし、市内には関東鉄道竜ヶ崎線の「竜ヶ崎駅」があることから、これと同じ呼び名を付けることはできません。

このため、JR 常磐線「龍ヶ崎市駅」が最有力候補と考えられます。なお、関東鉄道竜ヶ崎線の駅名は現状どおりで、同線の「佐貫駅」は残ることになります。【図 6】。



「JR 常磐線佐貫駅改称」に関する意見交換会を開催します！

- 5月24日（日）午後1時30分から／城ノ内コミュニティセンター
午後3時30分から／龍ヶ崎コミュニティセンター
- 6月6日（土）午前9時30分から／馴染コミュニティセンター
午後1時30分から／久保台コミュニティセンター

意見交換会は1時間30分程度を予定しています

どの会場でも参加できます。申し込み不要。多くの皆さんの参加をお待ちしています。

一市の玄関口にふさわしいランドデザインづくりー 上野東京ラインの開通を好機とした JR 常磐線佐貫駅周辺の活性化と駅名改称

■問い合わせ：企画課地域戦略グループ ☎内線 361



1 駅名改称の背景と目的

本市は、都心に近接しながら豊かな自然環境と都市機能が調和し、地価も廉価なことから、子育て世代などの定住の地にふさわしいと考えます。市民の皆さんは本市を「住みよい」と感じており、定住志向についても「このまま住み続けたい」と考えている方が大半を占めています【図1】。

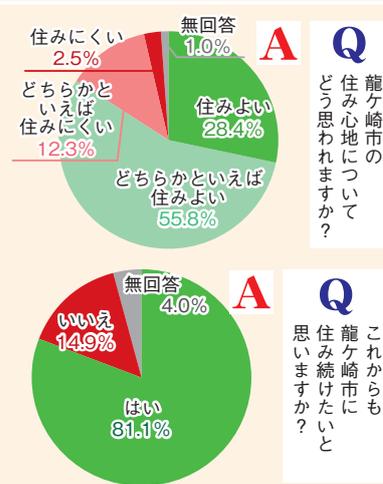
しかし、人口減少社会が到来している現在、持続可能な地域経営の基盤確立には、本市からの人口流出の抑制はもとより市外からの人口流入の増加を目指す定住促進などに取り組む必要があります。

そのため、本市の玄関口である常磐線佐貫駅周辺地域を活性化し、その効果を市内全域に波及させていくことが有効であると考えています。具体的には、本年度から佐貫駅周辺地域整備基本構想（ランドデザイン）の策定や牛久沼を生かした道の駅の整備、駅前保育送迎ステーションの設置など、地方創生にも照応した取り組みを始めています。

しかし、市外在住者の認知度が低い本市に関心を示してもらうことは、かなり困難な状況にあります【図2】。このままでは、恵まれた地域特性や住環境を生かしたさまざまな取り組みや、市民の皆さんの「住みよい」「住み続けたい」という思いも伝わりません。そこで、まずは本市の存在や位置を「知ってもらうこと」「関心を持ってもらうこと」が大切となります【図3】。

本市の重点施策である「子育て環境の充実・市民活動の促進」に加え、本市の認知度と情報接触度の向上を図るとともに、名実ともに本市の玄関口にふさわしい賑わい創りなどを総合的に推進していくことで、定住促進や交流人口の増加へ発展させていく、そのために、私たちのまち龍ヶ崎市を全国に知らせる絶好のチャンスが「JR 常磐線佐貫駅の改称」です。市民の皆さんをはじめ、企業などからも賛同の声が寄せられています。

【図1】 龍ヶ崎市の印象



【図2】 龍ヶ崎市のランキング

区分	全国順位	県内順位
認知度	543位	15位
情報接触度	671位	19位
魅力度	612位	9位
居住意欲度	778位	13位

出典：地域ブランド調査 2014

【図3】 シティプロモーション活動の5つのステップ



駅名改称のポイント

- 本市の認知度は低い
- 本市に関心を持ってもらうために「知ってもらうこと」が必要
- 駅名改称は本市の存在と位置関係を知ってもらう重要な手段

▶子育て環境日本一に向けた教育・子育て環境の充実

保護者からの相談や、子育て支援サービスの情報を提供する専門の相談員として、「子育て支援コンシェルジュ」を配置し、子育てしやすい環境づくりを進めます。また、子育て世代の健康増進策として、生活習慣病検診の対象者を、40歳以上から35歳以上に拡大します。

また、駅前保育送迎ステーションの開設に向けた具体的な検討を進めています。

- 子育て支援コンシェルジュの配置
- 35歳以上の生活習慣病健診の実施
- 子ども・子育て支援新制度



その他の事業

- 学力の向上（市独自の少人数措置など）
- 英語指導助手（AET）の充実
- 長山小学校・久保台小学校保育ルーム空調機増設工事
- 保育待機児童ゼロの継続
- 移動式赤ちゃんの駅の整備
- こどもまつりの開催
- 駅前保育送迎ステーションの検討 など

▶他市に誇れる安心・安全な生活環境づくり

夜間における地域住民の安全を確保するため、約7,000基の防犯灯をエネルギー効率と耐久性に優れたLEDに転換します。また、給水車としても利用可能な小型動力ポンプ付水槽車（6t積）の配備や老朽化した消防ポンプ自動車を更新し、防災力の向上に努めます。

- LED防犯灯設置工事（地区内約7,000基）
- 小型動力ポンプ付水槽車の配備・消防ポンプ自動車の更新



その他の事業

- 交差点や公園への防犯カメラの設置
- 乳幼児およびアレルギー対応備蓄品の充実
- 避難所対応屋内用間仕切りテントの購入
- 消防団活動の充実（団員の処遇改善 報酬・出勤手当）
- 塗戸町急傾斜地崩壊対策事業（県事業への負担金）
- 除雪費などの大雪対策
- 生活困窮者自立支援事業 など

▶交流人口の増加、経済活性化に向けた公共施設・インフラの整備

総合運動公園をリニューアルし、市民スポーツの振興をはじめ、当市でスポーツを「する」「みる」方々を多く呼び込む取り組みを進めます。その一環として、平成27年度はたつのごフィールドにバックスタンドなどを建設します。また、佐貫駅と牛久市方面のアクセス向上および県道竜ヶ崎潮来線と佐貫停車場線との連絡道のうち未整備区間について早期整備を行い、県道間のアクセス向上を図ります。

- 総合運動公園リニューアル事業
（たつのごフィールドバックスタンドなどの整備）
- 都市計画道路佐貫3号線整備事業
- 市道Ⅱ-7号線整備事業



龍ヶ崎市の地方創生の取り組み（平成 27 年度の主な事業などから抜粋）



▶ 龍ヶ崎市の地方創生とは

本市は、平成 22 年度までは人口は増加傾向にありましたが、平成 23 年度から減少に転じています。現在のところは微減にとどまり、全国的に話題となった「消滅可能性都市」には該当していません。しかし、人口減少の潮流は明らかで、このままでは将来的に 5 万人台への突入も現実のものとなり、税収の減少などから現在の行政サービスを維持することが困難と考えられます。

そのため、安定した雇用の創出、若い世代の結婚・出産・子育てへの支援、新たな人の流れの創造などを基本目標として地方創生に取り組み、賑わいの創出や定住促進などにより、持続可能な地域経営の基盤構築を目指していきたく考えています。本年 12 月までに人口ビジョンと総合戦略の策定を進めます。



▶ 地方創生の大きな取り組み、にぎわいの創出と定住促進

若者・子育て世代などの定住促進、交流人口の増加を図るため、牛久沼を含む佐貫駅周辺地域の土地利用などについて基本構想を策定します。また、竜ヶ崎駅北地区を新都市拠点開発エリアとし、この地域の事業化調査を行います。さらに、中心市街地を対象に、まちなか再生の検討を進めます。

■ 佐貫駅周辺地域の整備

- 佐貫駅周辺地域整備基本構想策定（ランドデザイン）
- 佐貫駅東口ロータリー改修（渋滞緩和と安全性向上）
- 常磐線佐貫駅の駅名改称
- 佐貫排水区雨水貯留管実施設計

■ 新都市拠点開発エリア（竜ヶ崎駅北地区）の事業化調査

■ 道の駅整備基本構想策定



その他の事業

- 龍ヶ崎ブランドアクションプランの推進
- 若者・子育て世代住宅取得補助
- 龍ヶ崎コロッケ日本一事業
- 大型プレミアム商品券の発行
- シティプロモーション活動
- 龍ヶ崎観光大使の創設
- 観光案内版・市民遺産説明板の設置
- 農産品認証制度 など

龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画

を策定しました



■問い合わせ：こども課子育て支援グループ ☎内線285

【子ども・子育て支援新制度の骨格となる子ども・子育て関連3法と新制度の主な内容】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律
3. 関係法律の整備等に関する法律(児童福祉法等の改正)

質の高い幼児期の学校教育
・保育の総合的な提供

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ「認定こども園」の普及を図ること

保育の量的拡大・確保、
教育・保育の質的改善

地域のニーズを踏まえ、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育などを計画的に整備し、待機児童の解消や、多様な教育・保育の充実を図ること

地域の子ども・子育て
支援の充実

地域のニーズに応じ、子ども・子育てに関するさまざまなニーズに応えられるように、子ども・子育て支援の充実を図ること

子ども・子育てを取り巻く社会環境の変化に対応するため、国において新たな支援の仕組みとして「子ども・子育て支援新制度」を構築し、今年度(平成27年度)からスタートしました。

新たな制度のもとでは、「すべての子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、質の高い幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、地域の子ども・子育て支援などを総合的に推進していくことを目指しています。

本市においても、少子化の傾向が進行する中、子どもたちにとってふさわしい幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的・一体的に推進していくため、平成27年

度から31年度までの5カ年を計画期間とした「龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

今後5年間の本市の子育ち・子育て支援の概要をお知らせします。

計画の理念

- 市民・事業者・行政が共有すべき育ち・子育て支援の基本的な考え方
- すべての子どもの最善の利益を優先します。
- 一人ひとりの子どもの健やかな育ちを応援します。
- 親・保護者が子育ての中心です。

計画のテーマ

理念のもとに実現していく本市の子ども・子育て支援に対する姿勢

『健やか子育て・伸びやか子育て』
『子育て環境日本一を目指して』

計画のテーマは、3つの理念のもとに実現していく本市の子ども・子育て支援に対する姿勢を示すものです。

すべての子どもの最善の利益を優先します

【計画のテーマ】
健やか子育て・伸びやか子育て

～子育て環境日本一を目指して～

一人ひとりの子どもの健やかな育ちを応援します

親・保護者が子育ての中心です

すべての子どもが個性を伸ばし、夢を持ち、その夢に向かって健やかに成長できるよう、社会や地域の理解が一層進み、支援の輪が広がることで親・保護者が豊かで、穏やかな心を持って子育てに関われる環境づくりを推進したいという思いを込めて、本計画におけるテーマを「健やか子育て・伸びやか子育て」子育て環境日本一を目指して」と定めています。



今後の課題

国・県の動向など総合的な見地からの子育て・子育て環境の変化、子ども・子育て支援に関するニーズ調査から得られた市民の期待、さらにはこれまでの本市の子ども・子育て支援への取り組みに対する評価を踏まえて、次の9項目を本市の今後の子育て・子育て支援に関する課題としました。

- ① 少子化の進行
- ② 保育需要の高まり
- ③ 子育ての孤立化
- ④ 経済的負担への不安
- ⑤ 生きる力の育成
- ⑥ 国際化の進展とICTへの対応
- ⑦ 次代の親の育成
- ⑧ 安心・安全な暮らしの確保
- ⑨ ワークライフバランス社会の構築

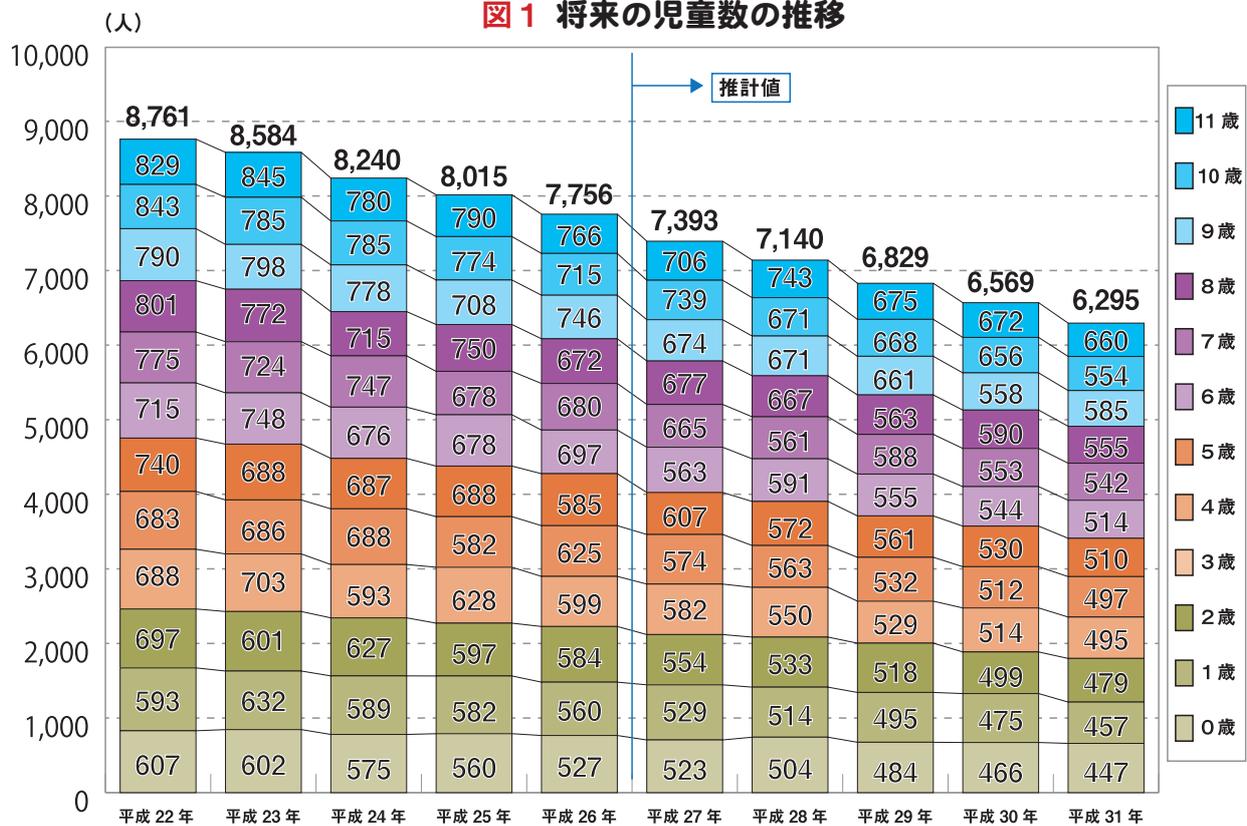
ICT…情報通信技術
ワークライフバランス…仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、誰もが働きやすい仕組みをつくること。

将来の子どもの人口推計

本市における11歳までの児童数は、平成31年には6,295人になると推計しています。本計画期間である平成27年から平成31年までに11,000人程度児童が減少すると推計しています(図1)。



図1 将来の児童数の推移



資料：平成22年から平成26年は住民基本台帳、外国人登録を含む実績値（各年4月1日）
平成27年以降はコーホート変化率法による推計値

今後5年間に展開する 子育て・子育て支援の取り組み

今後5年間に本市が展開する子育て・子育て支援の取り組みを6本の柱で体系化しています。ここでは、施策と主な事業を掲載します。

第1章

質の高い幼児教育・保育が受けられる環境づくり

- 施策① 教育・保育の必要な定員を確保します
- 施策② 教育・保育施設のサービスの充実を図ります
- 施策③ 特定教育・保育施設以外の施設（幼稚園）の支援に努めます



- 施策④ 地域型保育事業の適正な運営を確保します

■主な事業

認定こども園・幼稚園・保育所の定員の確保／延長保育・一時預かり事業／病児・病後児保育事業／保育送迎ステーション事業

第2章

地域でのびのびと子育て・子育てできる環境づくり

- 施策① 地域・居宅における子育てを応援します
- 施策② 児童の健全な育成を図ります



■主な事業

地域子育て支援拠点事業／ファミリィ・サポートセンター事業／リフレッシュ保育事業／保育コンシェルジュ事業／放課後子ども総合プラン／子ども会活動の活性化／子ども読書活動の推進

第3章

子どもが健やかにいきいきと育つ環境づくり

- 施策① 子どもと母親の健康の維持・増進に努めます
- 施策② 小児医療の充実に努めます
- 施策③ 障がい児および障がい児を持つ家庭の支援を図ります
- 施策④ ひとり親家庭の自立支援に努めます
- 施策⑤ 児童虐待の防止対策を徹底します
- 施策⑥ 子育て家庭の経済的負担の軽減と適正化に努めます

■主な事業

妊婦健康診査の実施／乳幼児健康診査などの実施／乳児家庭全戸訪問の実施／不妊に悩む方への支援／小児医療体制の充実／障がい児通所支援事業の充実／自立に向けた支援（ひとり親家庭）／児童虐待防止の啓発と早期発見・予防

第4章

豊かな心と夢をはぐくむ教育環境づくり

- 施策① 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育を推進します
- 施策② 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育を推進します
- 施策③ 子どもの生きる力をはぐくむ学校教育を推進します
- 施策④ 信頼される学校づくりに努めます



● **施策⑤** 郷土を知り、郷土に誇りを持つ心を育てます

● **施策⑥** 次代の親となる世代を育てます

■ **主な事業**

基礎・基本の定着／個に応じた指導の実施／外国語（英語）活動・英語教育の充実／龍ヶ崎教育の日推進事業／小児生活習慣病などの予防対策の実施／魅力ある学校づくりの推進／認定こども園・幼稚園・保育所と小学校の連携（小1プロブレムへの対応）／少子化問題の意識啓発／結婚活動の支援

第5章

安心・安全に子育てできる生活環境づくり

● **施策①** 良質な住宅環境を確保します

● **施策②** 安心して外出できる環境を確保します

● **施策③** 子どもを交通事故・水の事故から守ります

● **施策④** 子どもを犯罪から守ります

■ **主な事業**

子育て世帯の定住促進／子ども・子育て世帯に優しい店舗・施設の確保／通学路の安全確保／子どもの危険箇所の改善／地域防犯活動の推進／防犯カメラの設置推進

計画の推進に向けて

本計画の目的は、本市のすべての子どもたちが健やかに成長できる環境を提供することです。そのために親や家族がやさしく子どもに接し、楽しく子育てできるように、行政をはじめとして社会全体で継続して支援していかなければなりません。

ただ、最も重要な視点は「生きたい」「成長したい」「学びたい」という意識を子ども自らが持てるような環境を構築することであり、それぞれの子ども的人格や個性を尊重し、子どもの声に耳を傾けることが必要となります。

本計画の推進にあたっては、家庭、学校・地域、職場その他の社会のあらゆる分野の皆さんと連携・協力を図りながら、子どもの視点に立った施策・事業を展開します。

第6章

仕事と家庭生活が両立できる環境づくり

● **施策①** 仕事と家庭生活が両立できる働き方を促進します

● **施策②** 仕事と家庭生活が両立できる基盤を確立します

■ **主な事業**

子育て世帯に配慮した職場づくりに向けた啓発／家庭における男女共同参画の促進／安心して子どもを預けられる環境整備



▶ 詳しく知りたい方へ

「龍ヶ崎市子ども・子育て支援事業計画」の詳細については、市公式サイトでご覧いただけます。また、次の場所でも閲覧できます。市役所1階こども課では冊子の貸し出しも行っていきます。

● 閲覧場所

市役所1階こども課、1階市民情報コーナー、西部出張所、東部出張所、中央図書館、さんさん館子育て支援センター、地域子育て支援センター（ときわ保育園・ながと夢保育園・しらはね保育園・まつやま中央保育園・龍ヶ崎つばめ保育園内）、保健センター。いずれも閉庁日・休館日は除く。



龍ヶ崎市高齢者福祉計画・ 第6期介護保険事業計画 を策定しました



■問い合わせ：高齢福祉課高齢福祉グループ ☎内線 275



計画策定の趣旨

高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、高齢者に関する各種福祉事業や介護保険制度の円滑な実施に関する総合的な計画であり、老人福祉法第20条の8に基づく老人福祉計画および介護保険法第117条に基づく介護保険事業計画を一体的に策定しています。

計画の期間

計画期間は、平成27年度（2015年度）から平成29年度（2017年度）までの3年間です。計画は3年ごとに見直しを行います。

計画の基本理念と基本目標

「その人らしく生き抜くことができるまちへ、地域はあなたの家族です」を基本理念とし、次の4つの基本目標を掲げ、高齢者福祉に係る施策を総合的に推進しています。

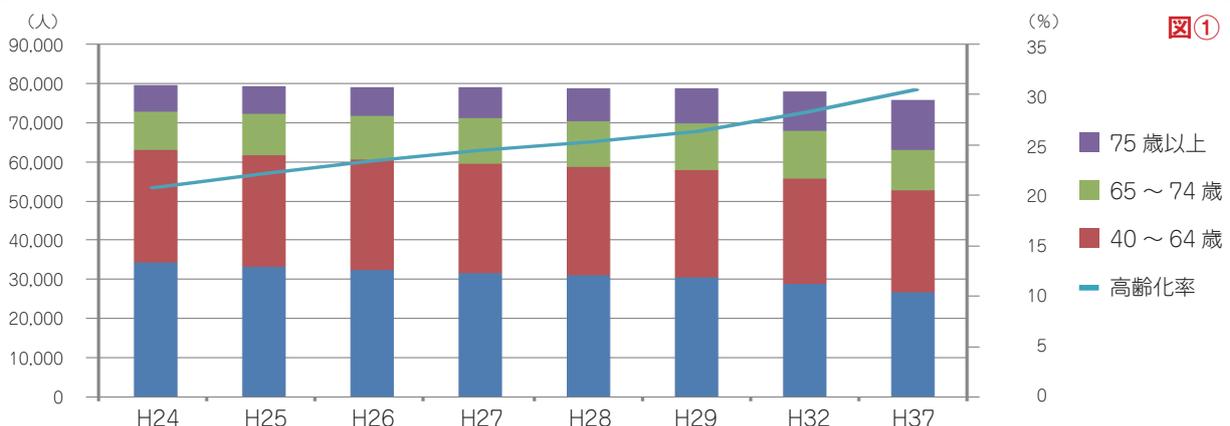
- ① その人らしい自立した生活の支援
- ② 地域で支えあう仕組みづくり
- ③ 介護サービスの適正化
- ④ 総合的な高齢者対策の推進

高齢者を取り巻く 現状と推計 (図①)

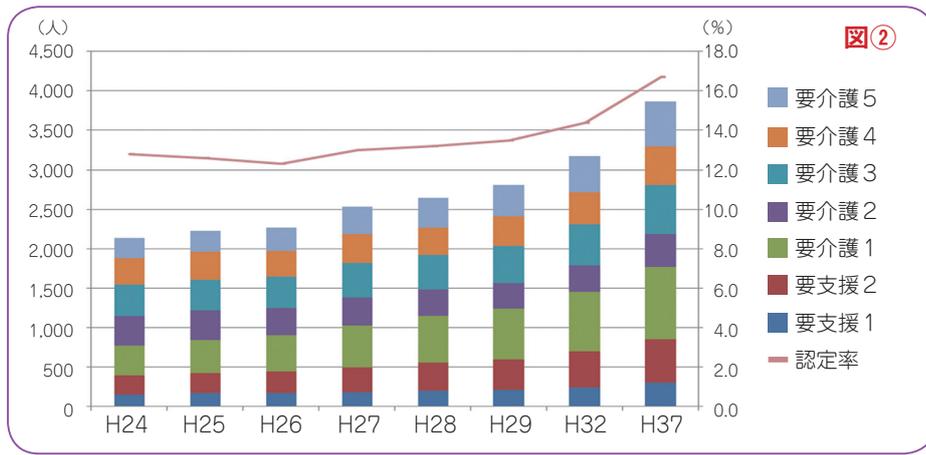
平成26年10月1日現在、本市の総人口は、7万9156人で、その内65歳以上の高齢者は1万8516人で、高齢化率は23・4%という状況にあります。

今後も本市の高齢化は進行し続け、団塊の世代が75歳以上に到達する平成37年（2025年）には高齢化率は30・5%になるものと予測されます。

また、平成37年には、初めて前期高齢者（65～74歳）数と後期高齢者（75歳以上）数が逆転するものと予測されます。



資料：平成24年から26年は住民基本台帳実績値（各年10月1日）、平成27年以降はコーホート変化率法による推計値



資料：第1号・第2号被保険者の要介護等認定者推計値（各年10月1日）

要介護認定者数の推移 および推計 (図②)

要介護認定者数は、高齢化の進行とともに増え続けており、認定率（第1号被保険者数【65歳以上】に占める認定者数の割合）は、平成26年は12・2%でしたが、平成37年には16・7%になるものと予測されます。

この計画での取り組み

■地域包括ケアシステムの構築

団塊の世代が75歳以上に到達する平成37年をめどに、要介護状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を目指します（図③参照）。

●地域ケア会議の推進

地域ケア会議は、医療・介護など多職種が協働して、高齢者の個別課題の解決を図るとともに、介護支援専門員の自立のためのケアマネジメントの向上や支援困難事例をサポートしていく仕組みです。

●在宅医療・介護連携の推進

疾病を抱えても、自宅などの住み慣れた生活の場で療養し、自分らしい生活を続けて行くために、地域における医療・介護の関係機関が連携して、一体的に提供できる体制の構築を図っていきます。

■認知症対策

認知症高齢者は確実に増加しており、その対策は大きな課題となっています。

●認知症ケアパスの作成・普及

認知症の方や家族、地域住民に対して、認知症の生活機能障害にに応じて、地域で行われている「認知症の

人を支える取り組み」を体系的に紹介するとともに、支援の内容をわかりやすく示し、状態変化にあわせた社会資源が適切に利用できるような認知症ケアパスを作成します。

●認知症サポーター養成講座の開催や見守りネットワークの充実を図り、認知症高齢者を支援していきます。

■介護予防事業の推進

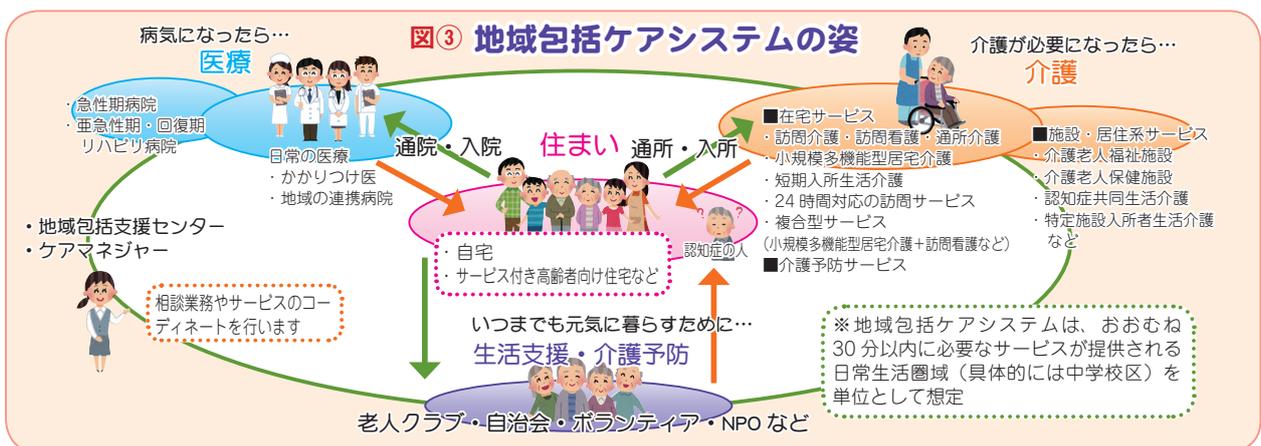
65歳以上の高齢者の方に対して、健康に対する自覚を高めるため、啓発をはじめ、健康づくり・疾病予防・介護予防に関する取り組みを推進していきます。

■高齢者サービスの充実

高齢者の自立生活を支援していくため、「緊急通報システム整備事業」「緊急医療情報安心キット配付事業」「家庭のごみおはようSUN訪問収集」「さわやか理髪推進事業」など、各種高齢者サービスの充実を図ります。また、災害時におけるひとり暮らしなどの避難を支援するため、「災害時要援護者避難支援プラン」を推進していきます。

■介護福祉施設の整備

将来的な介護サービスの需要を見込み、特別養護老人ホームや介護老人保健施設、認知症対応型（介護予防認知症対応型）共同生活介護など、一定の施設整備を推進していきます。



介護保険制度が一部改正されます

平成 27 年度から、費用負担関連やサービス関連の制度が一部改正されます。また、市の介護保険料も高齢者の増加による介護サービス給付費や施設整備の関連で下表のように改正されます。

平成 27 年度の介護保険制度改正のポイント

費用負担 関連

- ① 一定以上所得の方は介護サービスの利用者負担が 2 割に
- ② 65 歳以上の介護保険料が所得に応じて細分化
- ③ 高額介護サービス費の自己負担限度額を引き上げ
- ④ 70 歳未満の方の高額医療・高額介護合算療養費制度の限度額が変更
- ⑤ 所得が低い方の食費・居住費の負担軽減の要件を変更
- ⑥ 介護保険施設の多床室の居住費が変更

サービス 関連

- ⑦ 介護老人福祉施設の新規入所者を原則、要介護 3 以上に
- ⑧ 介護予防サービスの「訪問介護」「通所介護」が新しい総合事業に移行(※)
(※龍ヶ崎市は平成 29 年度から実施します)

こちらでは、上記 2 項目 (①・②) についてご案内します。

① 一定以上所得の方は介護サービスを利用するときの自己負担が 2 割に (平成 27 年 8 月 1 日から)

65 歳以上 (第 1 号被保険者) で一定以上所得の方は介護保険サービスを利用するときの自己負担が 2 割になります。

【2 割負担となる方】

本人の合計所得金額 160 万円以上の方。ただし、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で 280 万円未満、65 歳以上 (第 1 号被保険者) の方が 2 人以上いる世帯で 346 万円未満の方は 1 割負担のままとなります。

② 65 歳以上 (第 1 号被保険者) の介護保険料が所得に応じて細分化 (平成 27 年 4 月 1 日から)

所得段階を 8 段階から 10 段階へと細分化しました。また、65 歳以上 (第 1 号被保険者) で所得が低い方の保険料が公費負担により一部軽減されました (下記の表になります)。

*平成 27～28 年度は、第 1 段階の保険料が軽減され、平成 29 年度には第 1 段階の軽減率が増え、第 2・3 段階の方も軽減されました。

所得段階	対象となる方	保険料の調整額	年間保険料 (月額換算)
第 1*	●生活保護受給者の方	(基準額 × 0.5)	軽減前 30,200 円 H27~28 27,100 円 (2,258 円)
	●高齢福祉年金受給者の方 ●前年の本人課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	H27~28 年 × 0.45 (H29 年 × 0.3)	H29 18,100 円 (1,508 円)
	前年の本人課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 80 万円超	基準額 × 0.75 (H29 年 × 0.5)	45,300 円 (3,775 円)
第 2*	前年の本人課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 120 万円以下の方	基準額 × 0.75 (H29 年 × 0.5)	H29 30,200 円 (2,516 円)
第 3*	前年の本人課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 120 万円超の方	基準額 × 0.75 (H29 年 × 0.7)	45,300 円 (3,775 円)
第 4	前年の本人課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 80 万円以下の方	基準額 × 0.9	H29 42,200 円 (3,516 円)
第 5	前年の本人課税年金収入額 + 合計所得金額の合計が 80 万円超の方	基準額	54,300 円 (4,525 円)
第 6	前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.2	60,400 円 (5,033 円)
第 7	前年の合計所得金額が 120 万円以上 190 万円未満の方	基準額 × 1.3	72,400 円 (6,033 円)
第 8	前年の合計所得金額が 190 万円以上 290 万円未満の方	基準額 × 1.5	78,500 円 (6,541 円)
第 9	前年の合計所得金額が 290 万円以上 400 万円未満の方	基準額 × 1.7	90,600 円 (7,550 円)
第 10	前年の合計所得金額が 400 万円以上の方	基準額 × 1.9	102,600 円 (8,550 円)